

IPC-16LTE 延長保証規約

令和1年7月24日版

目次

第1章 総則	3
第1条 (適用)	3
第2条 (用語の定義)	3
第3条 (規約の変更)	3
第4条 (本サービス)	3
第5条 (主契約の利用規約の適用)	3
第2章 本サービスの概要	3
第6条 (本サービスの提供)	3
第7条 (本サービスの範囲)	4
第8条 (交換部品等の所有権ならびに解析報告)	4
第9条 (本カメラの保証規定)	4
第10条 (本サービスの保証内容)	5
第11条 (不具合品の返却)	5
第12条 (提供の終了)	5
第13条 (利用停止)	6
第3章 料金等	6
第14条 (料金の支払方法)	6
第15条 (割増金)	6
第4章 サポート	6
第16条 (サポート)	6
第17条 (本サービス窓口)	7

ソリッド株式会社（以下、「当社」といいます）は、Viewla IPC-16LTE 延長保証サービスに関する規約（以下、「本規約」といいます）を以下の通り定め、これにより、Viewla IPC-16LTE 延長保証サービス（以下、「本サービス」といいます）を提供します。お客様（利用者）が本サービスをご利用の際には、お客様が以下の規約に同意したものとみなします。

第1章 総則

第1条（適用）

本規約は、当社が利用者に対して提供する本サービスに関する基本的事項を定めることを目的とします。

第2条（用語の定義）

- (1) 【主契約】 Viewla IPC-16LTE 専用データ SIM 延長保証セットサービス
- (2) 【契約者】 主契約を締結した者
- (3) 【本カメラ】 主契約の納品書に記載の S/N をもつ、本サービスの対象となるカメラ
- (4) 【利用者】 本カメラを利用する者
- (5) 【ビジネスパートナー】 当社が販売代理店として認めた事業者

第3条（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。規約が変更された後の本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. この規約を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる利用者に対し、事前にその内容について通知します。

第4条（本サービス）

本サービスは、主契約の締結期間中、当社が販売する Viewla IPC-16LTE の製品保証期間を最長5年まで延長するものです。延長保証の範囲は、本規約により定めるものとします。

第5条（主契約の利用規約の適用）

本規約に定めのない事項については、主契約の利用規約の記載に準ずるものとします。

第2章 本サービスの概要

第6条（本サービスの提供）

主契約の締結に付随するサービスとして、契約者が所有する本カメラに対し本サービスを提供するものとします。

2. 本サービスは本カメラおよび当社が本カメラを販売した際と同梱品を保証するものであり、設置費用、その他カメラに関する費用を保証するものではありません。

3. 次に掲げる事由に該当する場合には、本サービスの対象外とします。

- (1) 主契約の解約手続きが完了した場合
- (2) 主契約を当社が解除した場合
- (3) 当社が定めた本サービス対象期間が満了となった場合
- (4) 利用者又は第三者の故意もしくは過失により故障した場合
- (5) 保証対象となる不具合品が返却時に破損、欠品、分解の形跡、改造、不備が生じている場合
- (6) 火災、塩害、地震、水害、落雷、その他の天災地変などの外的要因により故障した場合
- (7) 製品仕様の範囲を超える温度、湿度等により故障した場合
- (8) 対象製品購入後に発生した移動、輸送、移設、設備工事などによる衝撃、落下等により故障した場合
- (9) Viewla IPC-16LTE 延長保証書の提示がない場合
- (10) 本カメラの購入日が明記されている領収書、納品書、その他本カメラ購入日を証明可能な書類の提示がない場合
- (11) その他、当社が本サービスの保証対象と認めることが困難であると判断した場合

第7条（本サービスの範囲）

本サービスは、本カメラの保証書に記載の注意事項に従って正常に使用したにもかかわらず、本カメラに生じた機械的、電氣的故障（以下、「自然故障」といいます）を対象とします。

2. 第6条（本サービスの提供）の4項で定める本サービスの対象外とする事由に該当する場合、自然故障であっても、本サービスの対象外とします。

3. 本サービスは、日本国内においてのみ有効です。This warranty is valid in Japan only.

第8条（交換部品等の所有権ならびに解析報告）

本サービスにより、回収を行った不具合部品や不具合製品等の所有権は、当社の所有権とし、いかなる理由があっても、返却は行わないものとします。また、故障原因の解析ならびに利用者への報告は行わないものとします。

第9条（本カメラの保証規定）

本サービスの保証対象は本カメラのみとします。

2. 利用者による本カメラの管理不十分、使用上の誤りや第三者の使用等による損害は、利用者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 利用者の責めに帰すべからざる事由により本カメラが故障した場合に限り、当社の負担において本カメラの修理もしくは交換（種別の異なるカメラの交換はできないものとします）の義務を負うものとします。当社の負担範囲は第2章第10条（本サービスの保証内容）で定めるものとします。

4. 利用者の責めに帰すべき事由により、本カメラが故障した場合は、その修理もしくは交換の費用は利用者の負担とします。

第10条（本サービスの保証内容）

当社は、以下の通り保証内容を定めるものとします。

・本カメラご購入日から起算した1年間をメーカー保証期間とし、この期間を含む本カメラご購入日より2年間を無償保守対象期間とします。

・無償保守対象期間において、利用者が当社へ事前連絡を行い、当社が本カメラの保守対応が必要な事象であり、無償保守対象であると判断した場合、当社は利用者に対し本カメラの返送がされる前に無償にて交換品を送付します。

・本カメラご購入日より2年経過後から1年間において、当社が本カメラの保守対応が必要な事象であり、本サービスの対象であると判断した場合、当社が定める保守対応価格の70%を当社が負担します。

・本カメラご購入日より3年経過後から1年間において、当社が本カメラの保守対応が必要な事象であり、本サービスの対象であると判断した場合、当社が定める保守対応価格の60%を当社が負担します。

・本カメラご購入日より4年経過後から1年間において、当社が本カメラの保守対応が必要な事象であり、本サービスの対象であると判断した場合、当社が定める保守対応価格の50%を当社が負担します。

2. 前項における保守対応価格とは、本カメラの修理部品代もしくは交換品の再購入費用のことをさします。

第11条（不具合品の返却）

本サービスはセンドバック方式となり、利用者は、本サービスを利用する場合、原則本カメラおよび本カメラを購入した際と同梱物を一式当社へ返却するものとします。

2. 当社は、前項の場合において、返却物が不十分であると判断した製品の補填費用を利用者に対し請求できるものとします。

3. 無償保守対象期間において、当社から発送する交換品を利用者が受け取ったとき、利用者は早急に保守対象品となる不具合カメラを当社に返送するものとします。

4. 前項において、当社から利用者に対し保守対象品となる不具合カメラの返送要求があったにもかかわらず、利用者が返送に従わなかった場合、当社は利用者に対し当社が定める Viewla IPC-16LTE の販売価格を請求できるものとします。

第12条（提供の終了）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を終了することがあります。

(1) 本保証期間が満了した場合

(2) 契約者による主契約の解約または当社が利用者の主契約を解除したとき

(3) 修理部品の供給停止や、Viewla IPC-16LTE の製造中止等の理由により、修理もしくは同一型番への交換による本サービスの提供が不可となったとき

2. 当社は、本条に基づく提供の終了について、賠償責任を負わないものとします。

第13条（利用停止）

当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 主契約の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払のないとき、および支払期日経過後に支払われ当社がその支払いの事実を確認できない時を含む。）
- (2) 主契約に関する申し込みについて、申し込み内容が事実と反する事が判明したとき
- (3) 契約者が当社に届け出ている情報に変更があったにも関わらず、当該変更にかかる届け出を怠ったとき、または届け出られた内容が事実と反することが判明したとき
- (4) 前各号のほか、本規約の定め違反する行為が行われたとき

2. 当社は、本条に基づくサービス提供の停止について、賠償責任を負わないものとします。

第3章 料金等

第14条（料金の支払方法）

本サービスにおいて、当社のビジネスパートナーに支払いが発生した場合、ビジネスパートナー契約の支払い条件に基づき、支払うものとします。

2. 本サービスにおいて、当社のビジネスパートナー以外に支払いが発生した場合、当社から提示する見積りに記載の代金支払い方法に基づき、支払うものとします。

第15条（割増金）

契約者が料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする。以下、同様とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税額を加算しないこととされている料金にあってはその免れた額の2倍に相当する額）を割増金として当社が別途定める方法により支払うものとします。

第4章 サポート

第16条（サポート）

当社は、利用者に対し、本サービスの利用に関する各種問い合わせ窓口を設置し、技術サポートを提供します。

2. 当社は、前項に定めるものを除き、利用者に対し、保守、デバッグ、アップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第17条（本サービス窓口）

本サービス受付窓口（テクニカルサポート・故障診断・修理受付）

Eメール：info@solidcamera.net

0570-00-7654（ナビダイヤル）（通話料お客様負担）

受付時間：土日祝・夏季休暇・年末年始を除く 9:00～12:00、13:00～18:00

2. 主契約に関するお問い合わせ窓口

Eメール：info@solidcamera.net

06-6228-0577（通話料お客様負担）

受付時間：土日祝・夏季休暇・年末年始を除く 9:00～12:00、13:00～18:00